



## 知っていますか？ 不動産取得税の 軽減制度

### 軽減制度

#### ●不動産取得税とは

家屋を新築・増改築したとき、土地や家屋を売買・贈与・交換などで取得したときに一度だけ課税される県の税金です。

#### ●軽減制度について

住宅用の土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に、床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅（「特例適用住宅」という）が新築された場合には、土地の取得に係る不動産取得税が軽減されます。

なお、この軽減制度を受けるためには申告が必要です。また、

この他にも不動産取得税の軽減制度がありますので、詳しくは、左記までお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

・ホームページURL

([http://www.pref.aomori.jp/ife/tax/004\\_01fudousanindex\\_00.html](http://www.pref.aomori.jp/ife/tax/004_01fudousanindex_00.html))

#### ■問い合わせ先

西北地域県民局県税部  
課税課  
TEL0173(34)2111  
(内線2122214)

## 働き方改革を 個別訪問で支援

令和2年4月に適用が開始された中小企業の「時間外労働の

上限規制」への対応は万全ですか？

◇平成31年4月から年次有給休暇の年5日取得が義務付けられています。取得はできていますか？

◇その他働き方改革関連法の内容以外にも、労務管理で分かっていなかったり、曖昧になっていた。たりすることはありますか？

◆労働基準監督署では働き方改革関連法の内容説明や日頃の労務管理上の疑問の解決を目的とした個別支援を実施しています。労務調査とは異なりますのでぜひご利用ください。

#### ■問い合わせ・申込先

五所川原労働基準監督署  
労働時間相談・支援班  
TEL0173(35)26009

## 国営かんがい排水事業「浅瀬石川二期地区」の受益者へ

国営事業により、老朽化が進行している農業用施設の改修と耐震化の整備を、青森市、黒石市、五所川原市、平川市、藤崎町、田舎館村、板柳町および鶴田町の約8000haの範囲において、令和3年度から行う予定です。本事業を実施するためには、

受益者の皆さまの同意が必要です。同意徴集は令和3年3月から実施予定です。ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、受益者の皆さまへは別途、事業計画の概要パンフレットを送付します。

詳しくは、左記にお問い合わせいただくか、浅瀬石川土地改良区のホームページをご確認ください。(http://www.aesst.jp/)

#### ■問い合わせ先

浅瀬石川土地改良区  
TEL0172(53)1616  
津軽平川土地改良区  
TEL0172(27)06606

## 女性のための女性司法書士による無料法律相談会（電話）

相続・成年後見・借金問題・家族間の問題等法律に関するお悩みを抱えた女性のために、女性司法書士が無料で相談に応じます。

法律家に相談しにくかった皆さま、女性なら聞いてもらえ、話せる、と思っておられる皆さま、ぜひこの機会をご利用ください。

#### ▽日時

令和3年3月6日（土）  
午前10時～午後4時まで

#### ▽電話番号

### 2月の町税等納期

- 上下水道料金 2月分 【2/22(月)】
- 町営住宅使用料 2月分 【2/25(木)】
- 後期高齢者医療保険料 8期 【3/1(月)】

※【 】納期限日

口座振替を利用していない方は、手続き簡単で便利な口座振替のご利用をご検討ください。

### 教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

#### ■相談先

教育委員会（内線210）

#### ■相談日時

月～金曜日  
午前8時30分～午後4時30分  
(土日、祝祭日、年末年始を除く)

### 行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、日頃生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。

2月の相談日は次のとおりです。

■期 日 3月10日（水）  
■相談時間 午前10時～午後3時  
■場 所 国際交流会館1階102研修室

017 (752) 0440  
(当口のみ専用の番号です)

▽相談員

女性司法書士

※電話相談の際の通話料はご負担いただきます。

■問い合わせ先

青森県司法書士会

TEL 017 (776) 83998

借金に関する

相談窓口

相談員が借金の状況等をお伺いし、必要に応じて、弁護士等に引継ぎを行います。一人で悩まず、ご相談ください。秘密厳守・無料です。

▽受付時間

月々金(祝日・年末年始除く) 午前8時30分～正午まで  
午後1時～午後4時30分まで

▽相談専用電話

017 (774) 64888

■問い合わせ先

青森財務事務所 理財課

TEL 017 (722) 14663

住民票等の手数料が  
改定されました

令和3年2月1日より、住民票等の手数料の一部が改定されま

した。ご理解とご協力のほどよろしくお願ひします。

▽住民票謄本

前：3000円

(2人目以降1000円追加)

後：3000円(一律)

▽印鑑登録証明書

前：2000円

後：3000円

▽印鑑登録証の交付・再交付

前：無料

後：3000円

■問い合わせ先

町民生活課 ぐらしの窓口班

(内線153・154)

鶴田町人権擁護委員  
のご紹介について

このたび、笹森慎一さんが令和3年1月1日付けで、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。任期は令和5年12月31日までの3年間です。



笹森 慎一 さん



乳幼児健康診査

場所：町保健福祉センター「鶴遊館」

乳幼児健康診査について

新型コロナウイルス感染症対策のため、以下の乳幼児健診については対象となる方に、個別にご連絡いたします。

【4か月児健康診査】

・月日 3月3日(水)  
・対象 令和2年10月生

【10か月児健康診査】

・月日 3月3日(水)  
・対象 令和2年4月生

【7か月児健康相談】

・月日 3月4日(木)  
・対象 令和2年7月生

【1歳6か月児健康診査】

・月日 3月24日(水)  
・対象 令和元年7～8月生

新型コロナウイルス  
感染症について

- 人との距離や換気を心がけましょう。
- 手洗い・マスクの着用などを徹底しましょう。
- 一人ひとりの行動が感染防止につながりますので、ご協力をお願いします。

《発熱などの症状がある場合の相談・受診方法について～12月1日から変わりました～》

★かかりつけ医がいる方

・まずは、かかりつけ医等に電話相談  
・かかりつけ医等、相談先の医療機関が対応可能の場合：指定された時間に受診  
対応不可の場合：他の診療・検査医療機関を案内

★かかりつけ医がいない方

県コールセンター(新型コロナウイルス感染症コールセンター)に電話相談  
TEL：0120-123-801  
フリーダイヤル、24時間受け付けます(土日・祝日含む)

★新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりがある方  
受診・相談センター(五所川原保健所)に電話相談

TEL：0173-34-2108

※医療機関を受診する際は、マスクを着用してくださるようお願いいたします。

《その他相談窓口》

【感染について心配な方】

・厚生労働省電話相談窓口

TEL：0120-565653

・受診・相談センター

(五所川原保健所)

TEL：0173-34-2108

【健康面・予防方法

について心配な方】

・県コールセンター

TEL：0120-123-801

・役場 健康保健課

TEL：22-2111

■問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班

(内線131、132、133、136)

【有料広告】



栄養バランスを考えた安心・安全なお弁当

☆栄養士監修の日替わり献立 ☆1食から宅配 ☆配達と同時に安否確認

配食サービス まごころ弁当 鶴田・五所川原店

〒038-3503 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津234-67

TEL 0173-22-6041 FAX 0173-23-0165

## 高額介護合算療養費・高額療養費（外来年間合算） 支給申請のお知らせ

### ①高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額（表）を超えた場合に、その超えた額が支給されます。

ただし、超えた額が500円以下の場合は支給対象となりません。

#### ☆支給対象者

国民健康保険に加入している方および後期高齢者医療制度に加入している方で医療保険と介護保険の自己負担額（※）の両方の支払いをした方が支給の対象となります。

世帯内に国民健康保険に加入している方および後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、加入している保険ごとの世帯で合算します。

※自己負担額は支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

#### ☆対象期間

令和元年8月1日～令和2年7月31日までの1年間です。

#### ☆支給申請

対象となる方には、支給申請のお知らせをお送りしていますので、届いた方は鶴田町役場健康保険課の窓口へ申請してください。

#### ・国民健康保険に加入している方：

2月下旬に鶴田町役場健康保険課から支給申請のお知らせをお送りします。

#### ・後期高齢者医療制度に加入している方：

2月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせが送付されます。

表：「所得区分に応じた自己負担限度額」

#### ●70歳未満の人

所得区分	自己負担限度額
年間所得 901万円超	212万円
年間所得 600万円超 901万円以下	141万円
年間所得 210万円超 600万円以下	67万円
年間所得 210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

#### ●70歳以上の人

所得区分		自己負担限度額
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	212万円
	Ⅱ 課税所得 380万円以上 690万円未満	141万円
	Ⅰ 課税所得 145万円以上 380万円未満	67万円
一般		56万円
低所得Ⅱ		31万円
低所得Ⅰ		19万円

低所得Ⅱ：世帯員全員が住民税非課税の方

低所得Ⅰ：世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の方

### ②高額療養費（外来年間合算）

対象期間中の外来診療の自己負担額の合計から高額療養費で支給された分を除いた額が、144,000円を超える場合、越えた分を支給します。

#### ☆支給対象者

・70歳以上の国民健康保険に加入している方で、基準日時点（令和2年7月31日）の保険者証の窓口負担割合が2割の方が対象となります。

・後期高齢者医療制度に加入している方で、基準日時点（令和2年7月31日）の保険者証の窓口負担割合が1割の方が対象となります。

#### ☆対象期間

令和元年8月1日から令和2年7月31日までの1年間です。

#### ☆支給申請

対象となる方には、支給申請のお知らせをお送りしていますので、届いた方は鶴田町役場健康保険課の窓口へ申請してください。

#### ・国民健康保険に加入している方：

2月下旬に鶴田町役場健康保険課から支給申請のお知らせをお送りします。

#### ・後期高齢者医療制度に加入している方：

12月中旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせをお送りしています。（これまでに高額療養費の支給を受けたことのある方は登録口座に支給しますので申請は不要です）

◎対象期間の途中に国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方は、支給対象の方でも、支給申請のお知らせが届かない場合がありますので、対象になると思われる方は、担当までお問い合わせください。

■担当窓口・問い合わせ先：健康保険課 国保介護班（内線 142・144・145）

# 21世紀の町の担い手たち

## 家族からのメッセージ

令和2年11月に出生届けがありました赤ちゃんをご紹介します。



虹羽 (にこ) ちゃんへ  
お兄ちゃん達に負けないくらい、  
元気にすくすく育ててね!

田中 健・優さん(間山)

## 冬の暮らしを守るために 地域で協力 (共助・公助)

今年は記録的な大雪により、除雪が困難な高齢者や障がい者等世帯に対し、各自治体で除雪ボランティアなどのさまざまな支援を行っておりますが、鶴田町では平成24年度から毎年、除雪の支援を行っております。

除雪が困難な高齢者や障がい者等世帯の玄関から公道までの除雪を行うために、町の自主防災組織や町内会に小型除雪機を貸与するほか、団体を構成する個人が所有する除雪機等を使用した場合についても、費用の一部を助成し、地域ボランティア活動の一助を担っております。



△町内会による地域の除雪のようす

## "社会を明るくする運動"作文コンテスト 入賞

鶴田小学校5年の山口歩華さんが第70回「社会を明るくする運動」作文コンテスト」に入賞し、1月15日、鶴田町役場で相川町長に受賞の報告を行いました。

山口さんは「世界中のみんなが明るくなるために」の題で、「こすもす賞」(青森県協力雇用主会連盟会長賞)に選ばれました。

山口さんは「学校生活ではあいさつ運動などの取り組みを行っているので、もっとたくさんの人とあいさつをして世界を明るくできたらいい」と笑顔で話していました。



△受賞の喜びを報告した山口さん(右から2番目)